

# 淀川水系流域委員会 第2回治水部会

## 議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

池淵委員 西野委員

日 時：平成15年3月27日(木)12:30~14:35

場 所：国立京都国際会館 2階 Room B-1

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それでは、これより淀川水系流域委員会第2回治水部会を開催させていただきます。

司会進行は、庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、他部会から参加されている委員として、まだお見えでないですが、倉田委員がいらっしゃる予定になっております。また、細川委員が参加されておられます。

では、審議に入る前に幾つか確認とお願いをさせていただきます。

まず、プログラムですが、本日はテーマ別部会間の情報共有を図り、複数部会への出席が容易なように、4つのテーマ別部会と委員会を連続で開催する方式としております。現在、隣の会場では住民参加部会も開催されております。

時間割り、会場につきましては、お手元の水色のプログラムをお配りしておりますので、そちらをご参照下さい。

それでは、配布資料を確認させていただきます。今回の資料は、他部会の論点や議論等を知って頂くため、本日開催される全会議の共通資料となっております。

先ほどの治水部会、そしてこの後の部会や委員会と同じ資料となっております。この後の部会や委員会にも参加をされる方は、お手元の資料を続けてご使用下さい。

それでは、資料の確認ですが、まず「発言にあたってのお願い」。白色の用紙があります。そして、「座席表」と「議事次第」になっております。

資料1、「委員会および各部会の状況」ということで、「提言とりまとめ以降の状況」を記しております。資料2-1、「説明資料（第1稿）検討の論点について」ということで、各部会長等がまとめられた論点が掲載されております。

資料2-1の次が資料2-1の補足となっております、説明資料検討の論点についての参考資料になっています。資料2-2、こちらが提言と説明資料（第1稿）との比較資料となっております。

資料3は「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」ということで、こちらは隣で開催されております住民参加部会で使用される資料ですので、治水部会では使用はいたしません。

資料4につきましても、委員会でのみ使用される資料となっております。資料5、河川管理者からの提供資料で、「自治体説明・意見収集状況」となっております。

資料6、「3月～6月の委員会、部会、運営会議の日程について」。参考資料1、「委員および一般からのご意見」、参考資料2-1、2-2、こちらは同じく住民参加部会でのみ使用される資料となっております。参考資料3、こちら後ほど開催される環境利用部会でのみの使用の資料となっております。

また、委員席及び河川管理者席の方々には、机上資料を置いております。お1人ずつ置いてあるものとしては、提言冊子、あと河川管理者説明資料関係ファイルとしておりまして、説明資料に関係するものがとじられております。

また、説明資料に関わる具体的な整備内容シート（第1稿）こちらは先日委員の方にお送りさせて頂いたものです。また、先日、改正されました規約改正版が載っております。

また、各テーブルに1冊、過去の委員会で行われた現状説明資料を置いております。審議の参考にご利用下さい。

次に、前回委員会以降に、一般の方々から流域委員会に寄せられたご意見についてご報告いたします。時間の関係で全てを詳細にご紹介はできませんが、後ほどの審議の参考としてご覧頂ければと思います。

参考資料1、委員及び一般からのご意見をご覧下さい。こちらは前回の委員会以降、集まった意見ですが、2月21日から3月25日の間に、一般の方から10件の意見が寄せられております。幾つかのものについては、説明資料(第1稿)に関するご意見等も寄せられております。

また、本日は一般傍聴の方々にもご発言の時間を設けさせて頂く予定です。その際には、発言にあたってのお願いをご一読頂ければと思います。なお、委員の方々の審議中は、一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと存じますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、会議終了後、議事録を作成いたしますので、委員の方々、河川管理者の方々におかれましては、恐れ入りますが、ご発言の際には必ずマイクを通して、お名前を頂いた上でご発言を下さいますようお願いいたします。

なお、今日のマイクなのですが、緑色のボタンを押して、ランプがつくのを確認してからご発言下さい。発言を頂いた後は、もう一度下の緑色のボタンを押して、赤色のランプが消えるのを確認頂きますようお願いいたします。

なお、携帯電話等をお持ちの方は審議の妨げとなりますので、電源をお切り頂きますようお願いいたします。

本日は14時30分に終了させて頂きたいと思います。15時30分より環境利用部会が開催されますので、時間どおり終了できますようにご協力のほどお願いいたします。

それでは、審議に移りたいと思います。今本部長、よろしく願いいたします。

今本部長

それでは、審議に移させて頂きます。

まず、最初に第18回委員会以降の状況報告を庶務の方からよろしく願いいたします。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

資料1ですが、時間がありませんので、申し訳ありませんが、「提言とりまとめ以降の状況」をまとめておりますので、ご一読頂いて確認下さい。よろしく願いいたします。

今本部長

時間の関係上、資料1についての説明は省略させて頂きますが、何かお気づきの点がありましたら、後ほど、或いは委員会終了後に庶務に伝えて頂ければと思います。

それでは、審議の2番目に移らせて頂きます。

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に関する意見交換ということで、資料2-1から2-2です。

第1回の治水部会では、いろいろな質問事項について河川管理者からお答え頂きました。しかし、この方法で各委員の方がいろいろな質問を出されると、それに答えるだけで時間が経過してしまいますので、できましたら質問についてはこれまでどおり文書で出して頂いて、文書でお答えしてもらおうということにしたいと思っています。そうすることによって、他の委員の方は、どういう質問が出されて、どういう回答をされたかがわかります。文書では理解できない時には、直接河川管理者に申し出て説明を受けるということにしたいと思っています。部会ではできるだけ、治水に関する直接的な意見交換を行いたいと思っています。例えば、提言の内容について河川管理者はどう考えるのか。その提言に基づいて、河川整備計画のどこがどのように変わったのか。提言のうち、この部分は河川整備計画に反映できない、では、その理由は何かといったようなことについて議論をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、今日は資料2-1の15ページに、治水部会の論点がまとめられております。1つめは「提言に示された新たな理念をどう評価するのか」、2つめは「『治水計画のあり方』についての提言をどう評価するか」、3つめは「河川管理者が示した河川整備計画の具体的内容について伺いたい」ということですが、3つめはできれば次回以降にいたしまして、今日は1つめと2つめの論点に絞って議論したいと思います。

最初に「提言に示された新たな理念をどう評価するか」ということですが、これについて、まず河川管理者の方のご意見を聞きまして、その後、随時、委員と河川管理者との直接のやりとりという形で、審議を進めていきたいと思っています。

もしご意見のある方は河川管理者と納得できるまで議論をさせてもらうことにしたいと思います。他の委員の方も異論があれば、発言をするという形で進めさせて頂きたいと思います。

では、最初に「提言に示された新たな理念をどう評価するか」ということで、まず河川管理者からご発言を頂けますでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川計画課長 久保田）

超過洪水を考慮した治水を、我々河川管理者が一体どのように評価しているのかということにつきましては、結論から申し上げますと、提言の中でおっしゃっておられる計画規模を上回るような洪水を含めて、どのような大洪水に対しても壊滅的な被害を回避するということです。

破堤対策としての河川対応と提言で書かれていることを、説明資料（第1稿）の中に記載してあります。具体的に申し上げますと、我々はまず優先事項としまして、破堤による被害の回避を究極的な目標としています。これは、流域委員会でまとめられました提言と一緒に考えています。

提言を受けて、これまでの河川整備計画と一体どこが変わったのかということにつきましては、これまでは例えば工事実施基本計画というものを我々は持っていて、200年に1回の大雨を目標として、堤防をつくる、高くする、ダムをつくるということを少しずつやってきています。

今後はそういうことではなく、まずは、現在ある堤防が脆弱であるということを鑑みまして、このままではいけない、いざ大きな雨が降ると、とんでもないことになるのではないかとということで、提言の中では超過洪水という言葉を使ってらっしゃいますが、我々としては目標を決めずに、まずは現在ある堤防を補強していこうということを最優先事項としています。

#### 江頭委員

これまでの河川整備計画というのは、例えば縦軸に被害額或いはいろいろな損失、横軸に流量をとった時に、流量の増加につれて、損失も連続的にずっと変化し、あるを超えたところで急激に損失が増えるような考え方であったと思います。

今回の提言では、急激に損失が増えるようなところを滑らかにすると言いますが、超過洪水の場合には急激に増えるところは出るかもしれませんが、なるべくそこを押さえるような、連続的に変化するような、我々が提案したのはそういう理念であつたらうと思います。そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

#### 河川管理者（近畿地方整備局 河川計画課長 久保田）

流量が増すことによって、被害が急激に上昇する要因は、やはり破堤ということだろうと考えています。おそらく、流域委員会も同様の趣旨で、超過洪水という言葉を使ってらっしゃるのではないかと考えていますので、我々としては破堤だけは回避するというのを究極的な目標として、説明資料には記載しています。

#### 江頭委員

それともう1つ。例えば越流した場合の、堤内地、我々が住んでいる方の問題があります。堤内地の対策も説明を加えて頂ければと思います。

#### 今本部長

今の部分は、一般社会に対して誤解を与えているところだと思います。破堤による壊滅的な被害を回避できれば、少々の被害ならよいのではないかと受け取られています。決してそうではないのです。治水の安全度を下げるわけではなく、壊滅的な被害を避けるための一番の基本は破堤ではないかという論点でこれまで来ていると思います。

このところは、委員会と河川管理者とはかなり共通の認識を持っていると私自身は理解しています。

#### 榎屋委員

今の件に関して質問ですけれども、河川の区間ごとに何年に1回に破堤する危険がある地点が整理されたものがあるのでしょうか。

例えば、ここは100年に1回で、ここは50年に1回、ここは150年に1回というように、区間ごとに洪水の頻度を整理したものがあるのかどうかということです。もう1つは、例え

ば区域ごとに整理したものがあって、その中で一番堤防の弱いところとはどこで、それに対しては何をしようとしているのかということですが、資料を見ていますと、総花的に書いてあって、優先順位というのがどうもわからないのです。そういうことをきちんと言わないと、説明資料だけを見ていると不安でしようがないという気がするのです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川計画課長 久保田）

堤防の一体どこが弱いのかということにつきましては、流域委員会の第3回で、例えばこの箇所です。これくらいの雨が降ったら越水します、浸透破堤しますよということをお示ししていますので、もう1回出せということであれば、用意します。

榎屋委員

いや、そういうことではありません。それに対して何をしようとしているのかということがこれに載っていますかという話です。

河川管理者（近畿地方整備局 河川計画課長 久保田）

個票を前々回に出させて頂いていまして、その中に、例えばこの区間につきましては、堤防補強を実施しますというようなことを書いています。しかし、この箇所の100m区間は矢板を打ちますというような細かいところまではまだお示しはしていません。

榎屋委員

個票に区域別対応は一応載っているということですね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川計画課長 久保田）

はい。例えば、具体的な整備内容シートの治水の17番、左肩上です。桂川につきましては浸透対策を23km桂川のこの区間のうち実施しますと書いてあります。その大体の全体事業費とスケジュールをお示ししていまして、右側には代表的な堤防強化対策の一例ということでお示ししています。

榎屋委員

なるほど、わかりました。

芦田委員長

破堤による壊滅的被害の防止というのは、非常に重要な理念の転換ということで、それを強調するのはよいのですが、それと同時に、今本委員がおっしゃったように、浸水被害の安全度を向上していくことも、治水対策に含まれているわけですね。それに対してはどの程度の目標を持つかということが大事ではないかと思えます。

特に地域特性に応じた治水安全度の確保です。狭窄部の上流、天井川、そういうような場所では浸水が頻繁に起こっています。壊滅的な被害の防止ももちろん大事ですけども、浸水

被害を軽減することも大事です。その目標をどのくらい持つということが大事ではないかと思えます。

例えば、戦後最大の降雨くらいはクリアするのか、或いは、私はあまり賛成しないのですが、従来どおりの100分の1という確率でいくのかということです。地域によって目標は変わるかも知れませんが、各自治体が今まで目標を決めてやってきたことですし、何か1つの尺度を決めないと、今のままでは壊滅的被害だけ防止するのだという印象を与えているのではないかと思います。定量的に目標を持てるように、このくらいの目標にするということを書いて欲しいと思います。

今本部長

今の点は、今回の議論の根幹に関わることだと思います。例えば、先ほどの説明では超過洪水という概念を放棄したということです。これは、あらゆる洪水というものを対象にして、できるだけ壊滅的な被害を回避しようとしているわけですが、具体的に堤防を強化するといった場合には、やはり何らかの対象となる洪水というのがあるはずだと思います。そのところが、芦田委員長の言われたような、少なくともここまではしますという基準を見せよというご意見だと思います。丁寧にお考えを聞かせて頂けませんでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川計画課長 久保田）

先ほど部長がおっしゃられたように、これまで我々はある一定の目標に向かって河川の中で対応してきました。

ところが、現在ある堤防がかなり弱いのではないかとということで、例えば上流部で築堤等をしていくと、その分、洪水時の流量が大きくなって下流に到達してくるので、これまでの手法を一たん見直しまして、下流部の堤防の高いところでまず堤防補強をしようということです。

但し、これまでずっと狭窄部が開削されるのを待っていたような地先では、今回の理念の転換を受けて狭窄部は当面開削しないということになりますと、上流部のまさに浸水頻度が高い地域がまた待つことになってしまうことになります。こういうところにつきましては、当然浸水対策をするということです。1つの目標として、説明資料（第1稿）には、せめて既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を図る、現在浸水被害が頻発しているようなところに対しては、そういった浸水被害の軽減を同時にやっていきたいと考えています。

今本部長

既往最大ということが1つの基準になるということです。

芦田委員長いかがでしょうか、今の回答に対しまして何かありますか。

芦田委員長

既往最大というのは、その河川の既往最大か、或いはその地域の、淀川水系で隣の地域ではかなり被災を受けているというところがありますが、そういうのを含めた既往最大でしょ

うか。たまたま水害がなかったというような地域もあるでしょうしね。それは、そこまでは含めていないのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川計画課長 久保田）

河川ごとの既往最大を目標にして浸水対策をやっていこうと考えています。

芦田委員長

その場合の対策としては、下流に影響を与えないような方法でやるということですね。壊滅的な被害を防止するというのと、地域特性に応じた治水安全度を向上させるということと矛盾しないようにやっていくというのが基本なのですが、どうも壊滅的被害防止ばかりが表に出てしまって、従来の危険地域はほっとくというような感じが非常に強く受けているのではないかと思います。必ずしもそうではないのだということを確認する必要があると思います。

川那部委員

今のことにも関連するのですが、流域委員会の提言というのは、ある意味で2000年に河川審議会が出した答申の内容と、治水のところについては、かなりよく似ているのではないかと思います。

今のようなお話は、当然に堤外の話ですね。川の方の問題だけではなくて、河川審議会の答申にもありますように、堤内、つまり我々が住んでいる方でどういうことをやらなければいけないかという問題が重要なわけなのです。

その点についてお尋ねしたいのは、例えば、ハザードマップが出ることは当然として、その後は我々が住んでいる方のことに関しては皆さまで勝手に何かしなさいという話で済ませてしまうことになるのか、それとも、我々が住んでいる方向に関して、まさに流域としてどのように治水をするかという点に関して、具体的には今おっしゃって頂かなくてもよいのですが、今度の河川整備計画がどの辺のところまで考えて出して下さるのか。これは河川の周りに住んでいる人間にとっては大変な関心のあるところだと思うのです。その辺の見通しというか、方向性を話して下さると大変よくわかるのではないかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川計画課長 久保田）

住民の方々との連携についてだと思います。例えば、説明資料（第1稿）の12ページに被害ポテンシャル低減対策ということで、まさに堤内地、堤防の内側の住宅地に関して、例えば避難誘導や土地利用誘導、流域内の保水機能や貯留機能の強化を、河川管理者だけではできない面が相当なことがありますので、今後その協議会を設置して、関係自治体、もしくは施設を管理しているの方々との連携をどのようにやっていこうかというようなことをやっていきたいと考えています。

特に避難誘導ということに関しましては、例えば関西地区でしたら、人口密集地である淀川の下流部には、地下空間が相当あります。ソフト的にもハード的にも一緒にやっていかな



くてはいけないと考えています。

#### 芦田委員長

今の問題は流域対応の問題ですね。これは非常に重要なことです。しかし総合治水でやろうとしていたのにできなかったのですね。何故できなかったかということをお反省して、できる方向性を出さないと、言うだけになってしまうのではないかとおそれがありますので、その点を特に注意して書いて頂きたいと思います。

#### 畚野委員

今の件に関係しまして、猪名川の例をとって申し訳ありませんけれども、具体的整備内容シートの治水の31番に、応急を要する堤防の範囲というのが出ております。猪名川は全域に赤い線が入っております。これに対して、どのくらい金をかけて、どのくらいの期間ででき上がるのかということを示している左下のグラフでは、10年後までしか出ておりませんが、一応の予算も書かれております。

このグラフを読みましたら、矢印が10年先までまだ延びているということは、こういうことを急いでやられても、予算の関係等で実際の猪名川においては10年先でも応急的工事が終わらないということになります。このように工事が遅れますと、例えばダムの方が対応が早い、やはり余野川ダムが必要だという議論につながっていきます。そういう点で本当にこのグラフでよいのか、ダムに使う予算をこちらへ回して、応急工事でなくて正式工事に近いもので早急に対応して頂く必要があるのではないかと意見を申し上げておきます。

#### 山本委員

今回、説明資料(第1稿)に関わる具体的な整備内容シートというのを頂きまして、非常にわかりやすいビジュアルなご説明だったと思います。力作だと思いますけれども、あえて言わせて頂ければ、例えば、先ほどの応急的堤防強化対策の一例というのが、小さな支川につきましても、桂川とか流量の大きくなるようなところであっても、全て同じ図が書かれていまして、事業費を見ますと、巨額な事業費が必要なわけですね。そういうのを今おっしゃいましたように、これだけのお金をかけてただ応急的な処置しかできないのだろうかというのは、すごくショックとしか言いようがないのです。

やはり一般の方がどういう理解をこれからしていくのかということにも関わっていくことだと思います。応急的でこれなのだったら、もっと他に方法があるのではないのかというような議論になっていくことも考えられます。例えば、スーパー堤防が一番の決め手になるのだというような説明を何度も聞いていますけれども、それには非常に長い年月がかかるということです。予算の関係で下流だけでもなかなかできないであろうというような縛りがある中で、応急的な処置ということで、これだけのお金がかかって、これだけのことしかできないのかと、非常に不安に思っております。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

破堤の恐怖というのは、日々あると思っています。それに対する対応は、何度もお話ししたように、基本的には高規格堤防しかないということだと思います。

応急的というのは、高規格堤防に対応する言葉として応急的堤防強化ということで使わせて頂いております。それは、堤防を強化したからといって破堤しない堤防がすぐできる話ではないということをまずご認識頂きたいということも含めて、応急的堤防強化と書かせて頂いております。

今、個票の形で書いてあるような方法を出させて頂いておりますけれど、提言の中でもいろいろ方法がご提案されているかと思えます。ただ、そういったものが現在でき得るかという時に、まず今できる堤防強化対策として、こういうことが考えられますということを個票に書かせて頂いております。もちろんいろいろな方法を技術開発なり何なりをしていかなければならないと一方で考えています。

山本委員

応急的という言葉が悪いというのもよくわかるのです。私の家の近所でも、今、堤防の工事をやっていますけれども、かなり期間がかかって、でき上がっていくものだというのもよくわかるのです。それまでの堤防に比べたら、心強いかなというようなことも感じます。

しかし、今までのように、堤内地を守るために、より高く堤防をしてきたというようなことをやめて、これからの理念を変えていこう、変革していこうというところで、やはりその応急的な強化に頼らざるを得ないというところがジレンマだと思います。それに関して、私の方から、こうして欲しい、こうしたらどうかというような意見というのを出せないのが、とても残念なのですが、その点に関しては非常に不満に思っております。

それと、いざ越水した場合の堤内地のソフト対策ということが重要であると皆さまで話し合ってきたにもかかわらず、その点に関して説明資料(第1稿)として出てきているものが非常に貧弱であるというのは不満に思っております。

今本部長

これまでの河川管理者の権限外のことまで、我々は要求しているわけです。ですから、これから応援団となって、権限外のことにも、河川管理者の権限になるようにがんばって下さいと受け止めて頂ければ、ありがたいと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

山本委員がおっしゃったところは、私どももじくじたるものがありまして、本当によい指摘だと思っているのです。

応急的堤防区間ということで、例えば図を見てもらいますと、猪名川でしたら全川です。これは、堤防直下に人家が連担しているというところについては、無条件に入れましょうということで応急的堤防区間に入れたのです。人家が堤防直下にあるところについては、堤防が壊れたら、家が壊れますから入れました。それと、もう1つには、人家がなくても、例え

ば、東海豪雨並みの500mmくらいの雨でも危ないところについても入れましょうということ、応急的堤防区間として入れたのです。そうすると、この絵のようになったのです。

では、これらの全てをゆっくりと少しずつ、30年、50年かけて整備するのかと言いますと、そんなことは当然考えていません。例えば応急的堤防区間の中でも、昭和28年の実績の雨が降っても危ないところがあります。それから、例えば堤防はそういうところで堤防の高さが5m、或いは7mもあるというところがあります。そこが破堤したら大変大きな浸水被害が発生するところがあります。こういった、よりきめ細かな優先順序を我々は考えていて、これから出していきたいと思っています。

それから、その他の堤防は、そのままほうっておいてよいのかといえば、先ほどの堤内地のソフト対策、或いは被害ポテンシャルの低減対策と相まって、ひょっとすると、そこまでやらなくてもよいような区間もあるかも知れないと思います。しかし、それはまだ自治体なり住民の人たちと我々は話し合っていないから、今回は結論を出せていません。

そういう意味で、我々は応急的に、ハードとして必要最低限やらなければいけないのはこれくらいですよということを出していますし、その中でも優先的なところからやっていこうと思っています。しかし、先ほど言われたように、これから協議する中でソフト対策であるとか、或いは堤内地の対策を含めて考えれば、そこまでしなくてよいではないかということも出てくると思います。

今の我々の河川整備計画の原案というのは、その状態だとご理解して頂きたいと思います。

今本部長

この応急的という言葉が、例えば応急復旧という言葉と混同されて、本格的な工事に至るまでの暫定的な工事だととられるかもしれません。しかし、それとは違うのだ、本来からいえばスーパー堤防にまで持っていきたいのだけど、それはなかなかできない、そのための「応急」という意味で、決してすぐ壊れそうとか、数年以内にやり直すといったものではないと理解してよろしいですね。

結局、今回の提言によって、いかなる大洪水に対しても壊滅的な被害を避けようということで、1つは、破堤によって壊滅的な被害が起きる場合が多いから、とにかく破堤はできるだけ避けよう、その次は、非常に治水安全度の低いところについては、既往最大洪水程度についてまでは、なるべく浸水というものを防いでいこうと、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

今のご理解で結構なのですが、琵琶湖の周辺について申し上げますと、これはもちろん、既往最大に対して浸水被害がなくなるというところまでいけば、それは大変よいことなのですが、しかしながら既往最大に対しても琵琶湖の周辺で浸水被害が生じさせないということになりますと、これは大変な改修を行わないといけません。

従いまして、琵琶湖周辺については残念ながら、既往最大に対して被害をゼロにするということは、今回の計画の中でも不可能です。

しかし、なるべく被害を小さくしたいということがありますので、これは下流との関係ですが、下流の、主として宇治川の河道改修がどこまでできるのだろうかというようなこととの関係で、どうしても上限を決めざるを得ないという状況です。

今本部長

確かに既往最大というのは大き過ぎるかもわかりません。そうしますと、地域ごと、区間ごとに、地元との話し合いによって、とにかくここまでは被害が発生しないように、これまでのように一律的に100年に1回とか200年に1回の降雨というようなものではなく、やはりその地元の意見も考慮しながら、治水安全度を上げていくのだと理解してよろしいでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

琵琶湖の浸水被害では具体的にその下流の方との関係でと申しあげましたけれども、下流の宇治川、特に塔の島地区の流下能力を上げることについて、景観の問題、或いはこれまで地元の方々とお話をさせて頂いている経緯から、具体的な数字として1,500m<sup>3</sup>/sというこの数字を、今回の河川整備計画の中でも目標とさせて頂いております。

もちろん、これよりも上流側としては、なるべくたくさん流れるようにして欲しいということではありますが、今申しあげたようなこともあり、これは1,500m<sup>3</sup>/sということを設定させて頂いております。

榎屋委員

宮本所長がおっしゃったような答えを聞いて非常に安心しました。

児玉所長の話も、いろいろご苦労があって大変だと思いますけど、物の考え方をちゃんと整理をして、どういう順番で、どのようにやって、その結果がこうなりますと言ってくれたら安心するのです。ただ、説明資料(第1稿)をぽんと出されて、堤防強化についてどの区間も同じように赤で塗って出されるから、何となくこういう欲求不満みたいなことになるのではないかという気がしますので、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

そういう意味では、説明をはしょった形になっていて大変申し訳ないと思いますし、最初に説明した時に、殆ど勢いで話していたので、それでご理解頂くというのは無理だったというところも当然あると思います。

11 ページから「治水・防災」が始まっているのですが、破堤による被害の回避・軽減というのを、まず第1項目にうたいまして、その中で情報の提供、伝達システムの整備ということで、こういったソフト面を第一にやっつけていこうということで、これを(1)に出しているわけです。また、記述が乏しいという話が山本委員の方からあるかと思えます。

その次に、被害ポテンシャルの低減対策というのがあるだろうと思います。これは2つあって、まず越水、破堤した時においても、被害をなるべく少なくするというような話と、川

に出てくる水の量を減らすということがあります。どちらも流域内ということで、河川区域外、堤内の流域外、我々の言っている範疇の外の話になるわけですが、その方法として、避難誘導なり、土地利用誘導なりを行い、それとやはり下流への流量の増大を下げるというのを、1つの大きなものとして上げているということです。

そういったことが、壊滅的被害の対応策ということで出てきた上で、さらに、堤防強化対策を位置付けてやりたいと考えております。

但し、(2)で浸水被害の軽減ということで、3項目に上げています。今まで申し上げたのは、全部いわば破堤回避対策に対応するところですけど、地域的な特性も踏まえて、浸水被害の軽減として、狭窄部上流と琵琶湖と無堤地区という3項目をあげているという構成になっている次第です。

今本部長

それでは、時間の関係もありますので、もう1つの理念であります、自然環境を考慮した治水について、議論したいと思います。

これは、最初の段階では「自然環境を配慮した治水」という言葉になっていたのですが、たしか川那部委員から、「配慮」では駄目で「重視」ということにすべきだという意見を言われた記憶がありますけども、その中間的な形として、「自然環境を考慮した治水」という言葉が提言で用いられております。

そういう経緯を経た提言なのですが、このことに対しまして、河川管理者側はどのように受け止められているのか、ご説明頂けますか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川計画課長 久保田）

説明資料（第1稿）の中の「治水・防災」のところだけをご覧になると、何か、環境や生物への考慮がないのではないかと受け取られているのかもしれませんが、しかし、我々は、河川環境の修復を図ること自体を目的としまして、今回の河川整備計画をつくっていきたくと考えています。

一体どのように生物や生育環境等に我々は考慮しているのかということにつきましては、「河川環境」のページの例えば5.2.8の生物の生育環境に配慮した工事の施工といったところに、生物に配慮した工事の施工とか、もしくは施工時期自体を考えてやっていこうとか、工事をやっている最中にも、工事用道路をつくる時にも、当然環境に配慮していきたくといったことを書いています。

それで、「治水・防災」のところにある、例えば堤防補強を実施するとか、スーパー堤防をやっていくといった時には、当然こういったことも、施工時期自体から、もしくはでき上がったものについても、当然河川環境の復元といったことにも十分考慮してやっていこうということです。

西野委員

資料2-2の4ページに、いろいろ工事の施工ということで書いておられます。気になり

ますのは、例えば自然環境を回復する手法というのは、まだ十分確立しているわけではなくて、開発途上なわけですから、その手法の検討という項目が全く入ってないのです。ただ施工とか工法配慮とかというような表現になっていまして、実際に自然を回復する手法の検討というのをどこかに入れないと、既存の手法だけでやっていくとしかとれないのです。そこが気になりました。

それからもう一つは、ダムのお操作方法の検討と書いてあるのですが、洪水が起きた時の攪乱機能というのをどのように維持するかが入っていないということです。これも手法の検討に入ると思います。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

まず1点目についてですが、説明資料（第1稿）に書かせて頂いているのは、現在私どもで考えられる手法、工事に際してのやるべきことを書いているわけですが、これをやれば十分だという認識ではなくて、新しい技術の開発というのは、当然にやっていかないといけないことだろうと思っております。明示的にここには書いておりませんが、当然その意識はあります。

それから、2点目の洪水時の攪乱の機能があることについてですが、これについては、第1稿のページで申し上げると、6ページのところにあります水量のところですが、洪水の時に下流での攪乱を呼び起こしている、これが大変重要であるという認識は、私どもも持っております。これは、ダム・堰が既にある場合、ダム等の運用を改善して水位変動や攪乱の増大を図ることについて、検討を行っていきたいと考えております。

西野委員

攪乱については、ダム等の運用の問題と、もう1点は、攪乱が起こりやすい横断方向の形状という物理的な問題についても考慮が必要です。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

河川形状についても、今のように低水路が切り立ったような状況ですと、せっかく攪乱が起こっても、攪乱の意味がなくなるわけです。河川の横断形状をなだらかにして、水位の変動があった時に攪乱の影響を受けるところを広くとるような工夫と相まって検討することです。別々のところに書いておりますのでわかりにくいかもしれませんが、5ページの河川形状という2.1.1、或いは4.2.1の河川形状のところできり組んで参りたいということで、具体的な箇所についても下流の方では記述させて頂いていると思っております。

今本部長

この問題については、例えば私自身はこれまで河川の側から治水を見てきたのですが、それだけでは駄目だということで、本当に治水といえども自然環境に配慮したものにしなければならぬと考えております。このこと自体はよろしいでしょうね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川計画課長 久保田）

はい。説明資料(第1稿)の「治水・防災」の項にはそういうことを書いてなくて説明不足だったと思いますが、「河川環境」の項に我々の基本的なスタンスを書いています。まさしく今おっしゃられたように、自然環境に考慮してやっていくということです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

補足的ではありますが、説明資料(第1稿)をつくっている時の思いで申し上げますと、説明資料(第1稿)は、我々もまず「河川環境」の項から書き始めました。河川環境を考慮したというよりも、河川環境の修復を図ることを目的としている河川整備計画のつもりであります。河川環境の修復が目的であるということです。

江頭委員

今、議論になっていること以外に、非常に重要な点が1点あると思います。例えば自然環境をよくするために、水の連続性や土砂の連続性を回復するという話が随分出てきているわけです。連続性を許した治水をやろうとすると、河川の変動をある程度許す川づくりになっていくと思います。そうすると、変動することによる治水安全度の低下を頭に入れておかないといけないと思います。そこら辺は考えておられるのかどうか、お考えを聞かせて頂けますでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

逆にお聞きしたいのですが、攪乱を増やすことによって治水上問題があるというのは、江頭委員はどのようなイメージを今おっしゃっているのでしょうか。

江頭委員

例えば、川幅が狭いところが深く掘られたり、広がっているところは土砂が非常に堆積したりということが当然起こってくるわけです。それから、これまで以上に土砂移動の活性度が上がりますと、河床跡もできて、水面の変動も大きくなります。そうすると、当然越水の可能性とか、或いは局所洗掘等が起こって堤防が壊れやすくなるといった辺の配慮というのが当然必要になってくるはずなのです。そういうイメージです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

私のイメージでは、現在、土砂は基本的に堰とかダムでとまっています。はっきり言って砂の流れはゼロです。それを少しでも修復しようという考え方なのです。例えば、大雨の時に土砂がダムを素通りして下流に一気に流れてくるというところまで、連続性を確保するかと言いましたら、それは治水とのバランスにおいて問題があると思います。しかし、今は砂の流れがゼロです。横断方向においては、堤防と高水敷と水辺が非常に分断されているという状況です。これを少しでも修復していこうというのが今の考え方です。その時の修復によって、仮に高水敷が低くなり堤防が危なくなるというのであれば、そこはそれにかわるよう

な補強をその場所、場所によって考えていけばよいと思っています。

#### 川那部委員

治水の項で自然環境について書かれていないから自然環境を配慮していらっしやらないとは私は思わないので、そこはあまり気になさなくても結構だと思います。説明資料(第1稿)にかなりのことはきちっと書いてあるのですが、大変失礼な言い方をすると、先ほどの説明はあまりうまくないですね。

何故かという、例えば自然環境のような問題に関して、説明資料(第1稿)の5-2-8で「生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工」というところを例に挙げられるのはやはりまずいのです。工事の施工としてそういう問題ではなくて、自然環境という、先ほど江頭委員がおっしゃったような問題をどのように考えることによって治水はどうなっているかという、そういう議論をここではしていらっしやると思うので、説明の時には是非そういう形で言うて頂くことが望ましいと思います。

それから、最後に宮本所長がおっしゃったところに関しては、やはりこういう問題を考えないといけないと思います。つまり、自然環境の保全は何のためにするのかということです。生粋の自然保護論者にはしかられると思いますけど、私は、未来の非常に長い時間にわたって人間がいかに見事にそこで生存していくかということに関して、自然環境保全を絶対にしなければいけないという立場だと思っています。

そういう意味で言えば、自然環境のところまでかかってしまうような問題の場合には、仮に治水のところに少しの問題があっても、それをまたちゃんとするような方向に対して考えなければならぬというのが確かであるわけです。しかし、それほどではないような問題に関して、或いはある程度まで後で回復が可能である、つまりとんでもないことが起こるような問題でないことに関しては、現在までのものをどのように変えていくかというやり方が一方ではあるということも認めます。

ですから、自然環境の保全というのは基本的にはやはり人間がこれから生きていくためにどうであるかという意味で、治水や利水と全く同じ問題なのだということをもう一度理念のところでも強調して頂くことが一番大事な問題ではないかと思います。

#### 芦田委員長

環境を考慮した治水を理念の1つとして提言を出しているわけです。説明資料(第1稿)の「河川環境」の項にはこれについて書いてあっても、「治水・防災」の項には書いていないわけですね。やはり少し触れておく必要があるのではないかと思います。若干重複してもよいですし、あまり詳しくは述べる必要はないかもしれませんが、基本的な考え方だけでも、河川整備計画では補強して欲しいと思います。

#### 今本部長

それはいかがですか。河川整備計画の治水のところでも環境について触れて欲しいという意見なのです。



河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

基本的には、思いはそういうことなのです。思いはそういうことなので、芦田委員長のおっしゃるように、治水のところにもっと環境に配慮したということを書くように修文は検討させていただきます。ただ、「河川環境」の項と同じことを書いてもしょうがないところもあります。

芦田委員長

そうですね。それほど詳しく書く必要はないと思います、環境のところでは書いていますから。基本的な考え方と言いますか、重要なことがありますよね。

例えば治水ですと、今まで川を固定する方向でやってきたわけです。護岸を固定し、河床変動を固定してきました。やはり環境から見たら変動をある程度は許す方がよいわけです。しかし、許し過ぎると破堤につながるおそれがあるということで抑えなければいけないということになります。そういった苦労があるのですけども、その辺りを書いておく必要があるのではないかと思います。

今本部長

これは委員会からの希望ということで、河川整備計画をまとめられる時に、是非配慮頂きたいと思います。

江頭委員

治水上問題にならない程度の連続性を確保するのだといった言い方が大事だと思います。その時に、水の場合はともかくとして、流砂の場合はどれくらいの連続性、どれくらいの流砂量を想定するかというのは今後の課題としましても、そういう理念は書いておいて頂きたいと思います。

横断形状や縦断形状は洪水そのものがつくるわけですから、我々が、例えば横断形状をなめらかにしても、河川の外岸部は当然洪水にあたってしまうということは起こるわけですから、そういうところはしっかり理念として書いて頂いた方がよいのではないかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

答えにならないかも知れないのですが、実は河川整備計画説明資料の5ページの5-2-1「河川形状」というところで、「横断方向の河川形状の修復」というのがあります。ここに、具体的にこういう箇所をやっていきますというのが書いてあるのですけども、これよりも大原則として、その次に「原則として、堤防強化を行う箇所において、併せて河川形状の修復を実施」するという文章を書いているのです。

私どもの気持ちとすれば、今までは、治水でこれをやる、環境でこれをやるというようにバラバラで考えていたのですけども、そうではなしに、その川の川のある箇所の形状を治水上、河川環境上どうしたら一番よいのだということを考えていきたいというのが基本にあるの

です。ですから、答えになっているかどうかわかりませんが、環境においても、治水のことも当然考えて、利水のことも考える、環境においても、治水のことも利水のことも考えるということです。まさに環境、治水、利水ということを、それぞれ分断して発想するというよりも、その箇所、その箇所でその河川として安全も河川環境も含めてどうしたらよいのだということやっていきたいというのが気持ちとしてあります。従いまして、先ほど芦田委員長がおっしゃったようなことも、文章表現は難しいのですが、治水のところでも考えたいと思います。

今本部長

これまでの考え方は治水に支障の及ばない限り環境に配慮するという考え方だったと思います。これでは環境の方から見れば満足できないと思います。ですから、治水と環境を両方考慮するというにしなければいけないと思いますので、是非その辺のところを考慮して頂きたいと思います。

梶屋委員

説明資料(第1稿)を見ていまして、例えば生物の生息に配慮した工事の施工というのは入っていて、これは全部にかかっているのかなと思って安心して見ていたのですが、もし強いて入れるとすれば4、5の「方針」の辺に一言「治水」とか、或いは「考慮して」というのを一言入れてもらえば皆さま安心すると思います。

それも、プロセスと、もう1つは仕上がりの状態でどうかということをも十分考慮してやりますということがあればよいと思います。私はここで工事の施工だけでも、本当はもっと工事ができ上がった時というのが要るのではないかという気はしていたのです。当然そういうのはどこかに入ってくるはずと思ってあまり気にしてなかったのです。

今本部長

今回の提言では理念の転換にかなり重点を置いて提言していますから、理念についてかなり時間をかけて議論させて頂きましたが、一般傍聴者の方で理念についての何かご意見がある方はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。もしありましたら、またもう一度傍聴者の方にはご意見をお伺いします。

それでは次に進ませて頂きます。ここからはフリートーク的に進めたいと思います、河川管理者の方から我々に聞きたいことがありましたら、これもまた遠慮なく聞いて下さい。個々のテーマ、どういうところでも結構ですのでフリートーク的に進めたいと思います。どなたか何かありませんでしょうか。

説明資料(第1稿)ですが、非常に丹念に読めば確かにわかるのですが、今の段階では非常に不親切です。きちっと読んでも、何か項目が挙げられているだけで、中身がどういうことを意味しているのかわからないということが多いような気がするのです。もう少しわかりやすくした説明資料(第2稿)はいつ頃出てくるのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

来月を目指して作業をしております。読みやすさということについてですが、河川整備計画というの第5章のところを全部書かなければいけないわけです。ある意味、地先の方には非常に興味があるところだと思いますが、委員会のような場では必ずしも審議に適していないものが並ぶかなと思っています。河川形状の修復にしても、ずらっと箇所名を並び、検討するところもずらっと並んでいるということになります。それぞれの箇所ですらどういう形状にするのかというような話については、それぞれの地先ではまさに議論伯仲をやっていかなくれはならない話です。

そういった意味で、ここにお示しする河川整備計画案が、格段と読みやすいものにするところについては、あまり自信がないというのが正直なところなのです。

今本部長

確かに河川整備計画そのものは非常に細かく出されるでしょう。それについては、私どもも1つ1つに意見を言うことは恐らくできないと思います。ただ、考え方として、今のところ目次がずらっと並んでいるだけで、横のつながりなどが非常にわかりにくいわけです。

今日の論点を整理した表についても、まず提言があって、それから基本的な考え方・具体策、そして、その間に論点という整理をされているのですが、例えば提言には記述されていないところに対しても、委員会としては意見を言いたいのです。そうすると、この説明資料(第1稿)だけではわかりにくいところがあります。部会がかなりピッチを早めて意見をまとめるように進めていますので、できましたら説明資料(第1稿)の方も、もう少し詳しくわかるようにして頂きたいと思います。

池淵委員

超過洪水、自然環境、地域特性に応じた治水安全度の確保をどう評価するかという論点ですけれど、地域特性という形で一部出てきている分と、それから上、中、下流ということで、例えば先ほど超過洪水を考慮したという、それから応急的とか恒久的とかということがあります。どちらかということ、以前宮本所長がいろいろ説明されたように、特に下流は、堤防の概成がどの程度なのかわかりませんが、応急的であっても堤防を強化して壊滅的な被害が軽減するというのをやっていくということですね。

右岸左岸は両方ともそういう形で公平を期してということということですね。これは、中、上流の方においてそうなってくると、いろいろ地域の取り組みとか整備状況とかいう形、特に狭窄部もあるというような形で、地域特性においては治水安全度の確保というものについて児玉所長が一部言われたしという形で、治水全体として地域特性においた治水安全度の確保というものに対して、ちょっと資料の中を全部読んでないのですが、上下流のバランスとか、或いは地域特性で整備の水準等も含めて、この地域特性においた治水安全度の確保という部分についてももう少し取り上げて頂いてご説明等をして頂ければありがたいなと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

少なくとも破堤をできるだけ回避しようというのが大方針です。それに対して、スーパー堤防というのが一番よいだろうと考えられます。これは恒久的に大丈夫だろうと思います。しかし、スーパー堤防をやるためには、まちづくりとの調整も時間がかかりますし、工期も非常にかかるということで、それができるまで待っていてよいのかということ、そんなことはないでしょう。今年にも大洪水が来る可能性があると言えます。そういうことからしますと、現在の堤防というものに対して、少なくともこれでよいとは言えなくても最低限の補強はするべきだろうというのが、まず第1点です。それを我々は最優先でいきたいと思いますというのが今回の説明資料(第1稿)です。

しかし、そう言うものの、浸水被害のおそれのあるところもあります。ここについても並行してやるべきだろうというのが基本方針として書いてあるわけです。我々の説明資料の14ページに、では、一体浸水被害の軽減というのは、どういう考え方でやるのかということで、1、2、3と3つ挙げているわけです。

1つは先ほど出ましたけども、狭窄部上流の浸水被害ということで、本来、例えば狭窄部上流の住民の願いからすれば、狭窄部を広げることが一番抜本的な解決策で、水はけがよくなるということなのですが、そういうことは下流の今の危険な状態からするとなかなかすぐにはできないわけです。恐らくこの河川整備計画の中でできるかどうかといえば非常に難しいだろうということで、そうなると狭窄部上流での対応ということが必要になるだろうということです。では、上流部での安全度はどうするのかと言いますと、当然その狭窄部上流の堤防の強化もしますけども、同時に浸水被害に対しては、既往最大規模の洪水に対して解消しようというのを1つの目標として挙げようとしているわけです。

それから2点目が、先ほど言いました琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減ということです。これもある意味においては、狭窄部の上流になるわけですが、ここにおいても非常に今までも浸水被害があります。琵琶湖総合開発事業によってかなりやったけども、それでもまだ被害が生じるおそれがあるということです。

但しこれについては、先ほど琵琶湖工事事務所の児玉所長が言いましたように、琵琶湖自体は非常に広いものですから、そこで何らかの河川改修をやればすぐに済むというものではありません。やはり、できるだけ瀬田川なり宇治川の水はけをよくすることが基本的な戦略だろうということです。その時には下流の、現在宇治の改修の方で、これが一応景観的に見ても限度かなということと、これまでの過去の経緯も踏まえて、現在の流下能力1,000m<sup>3</sup>/sを1,500m<sup>3</sup>/sに上げるということによって琵琶湖周辺の浸水の長期化というものをできるだけ防ごうというのが2点目の考え方です。これについては並行してやっていると考えております。

それから3点目は、無堤地区についてです。例えば猪名川の川西・池田地区であるとか、或いは我々の管理しております木津川の下流においても一部残っています。無堤地区に堤防をつくるということは下流に負荷を与えるということですから、下流の堤防が脆弱な間に、無堤地区にどんどん堤防をつくっていくと下流の負荷を増加させるので、我々としては避け

たいというのが基本的な考え方です。

但し、例外として、ほんの一部区間が残事業として残っているところについては、提言を受けて方針を変えたとしても、穴抜けのまま置いておくというのは無責任だろうということで、一連区間やってきて、ほんの一部が残っているところについては、大きな流れからいうと反するかもしれませんが、レアケースとしてそこはやります。例えば、猪名川の川西・池田地区の築堤についてはやるということで挙げています。

基本的にその他の、例えば今までやってきたような流下能力をもっと増やそうという事業自体は、先ほど言いました堤防強化を優先するために、この優先度は落とそうというのが基本的な考え方になっています。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

若干補足させていただきますが、琵琶湖の周辺も狭窄部の上流でありまして、その意味で開削しますと下流に対して負荷がかかるのではないかと疑問が多分あるかと思うので、この点についてご説明いたします。琵琶湖には瀬田川洗堰がありまして、これを調節することによって今の問題を回避しています。これは、以前にも説明があったかと思いますが、下流の方で洪水によって水位がどんどん上がっている時には、瀬田川の洗堰を完全に閉めて、下流を助けるということをしております。そして、下流の宇治川、淀川の水位が下がった時、この時に改修をしました瀬田川、或いは宇治川に、瀬田川洗堰をあけて一気に流すとしております。その一気に流す量を増やすということが今回の河川整備計画の中でも掲げられているものです。

従って、今回、瀬田川或いは宇治川を改修したとしても、下流が大変な時に流量が増えるということではないということで、即ち瀬田川洗堰で調節されているということがあるので、下流に対してはもちろん改修をするという前提ですけども迷惑をかけないということになります。この点で、他の狭窄部とはちょっと扱いが異なっているということです。

江頭委員

今の話と少し連動することなのですが、地域性の問題です。例えば琵琶湖流域には県管理の河川がたくさんあります。他のところもたくさんあるわけですけども、そういうところに、例えば壊滅的な被害の回避という概念を拡張して、河川整備をしていくのでしょうか。そこら辺のところは、多分国土交通省も視野に入れておられると思いますが、どうでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

今回の河川整備計画は直轄の区間について私どもの考え方をとりまとめたものです。

琵琶湖に流入する河川のうち直轄で管理しているもの、或いは直轄で行っている事業で直接関係するものについては、これは当然にこの考え方ということ踏まえたものでご説明をしていくということになると思います。

一般的に今回の河川整備計画について、これは他の府県の河川管理者の方も当然お読み頂いているわけですし、それはそれぞれのところでまたよく読んで頂いていると思っております。

す。

川那部委員

委員会は決して直轄河川だけを考慮して提言をしたつもりはありません。従って、各府県が管理している河川もこの提言がそのまま使われるべきものであると思います。

委員会で各府県の方々が「河川管理者」とであるという立場で意見を述べられたことがありました。あえて、提言を出した側から言いますと、大変失礼ながら、その方々のかなりの方が2000年に出た2つの河川審議会の答申すらきちんと理解しておられないのではないかと思います。少なくとも琵琶湖部会では、いや全体としても、きっちりとつながっているわけではないけども、これは明白に全部の川について考えたものであるという立場をとっていることだけは改めて繰り返しておかなければいけないと思いますので、あえて言わせて頂きました。

芦田委員長

宮本所長がおっしゃった河川整備計画の基本的な考え方というのは、提言と全く趣旨が一致しておりますし、私も賛成です。従って、その具体的な形を次回にも早く出して頂きたいと思います。よろしくお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

これは具体的に書いているつもりなのですが、非常にわかりにくいというご指摘がありますので、わかりやすいように工夫したいと思います。

今本部長

よろしくお願いします。

芦田委員長

特に、地域の特性に応じた水害防止というところですね。果たして今の方法で可能かどうかという、ちょっとはっきりしないのです。その辺りを明確にしてもらいたいと思います。

今本部長

では、よろしくお願いします。尾藤委員が出された資料2-1補足の23ページに、他省庁の連携といったようなことが書かれているのですが、このご意見をちょっとご披露頂けませんか。

尾藤委員

部長がおっしゃいましたことに絞ってお尋ねしたいと思います。この関係省庁との関連につきましては、もう随分前から言われております。河川審議会の1977年以降の答申等でも、関係部局、関係各省、地方公共団体との協議体制整備というのは言っているわけです。

それで2点お伺いしたいのです。全国的に見て、現在そういう体制で取り組んでいるところがあるのかどうか。あるとすれば、それがどういう問題点を抱えているのか。それから2つめに、今回の具体的な中に、仮称ですけども、「洪水被害ポテンシャル低減方策協議会」が設置されるということが出ているわけですが、それをどのように河川管理者側の方が位置付けられているかということですね、そこら辺りをもう少しご説明頂きたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

全国でどういうのがあるかということを私は把握していないので恐縮なのですが、私どもの説明資料の12ページに、まさにその被害ポテンシャル低減対策として、「洪水被害ポテンシャル低減方策協議会（仮称）を設置」と書いておりまして、その中で下記の項目等について検討ということで、避難誘導等、土地利用誘導、流域内保水機能、貯留機能強化ということを書かせて頂いております。いわば、流域内保水機能、貯留機能強化という中の公共施設地下貯留施設等の機能の担保といったことに類するものは、例えば総合治水対策河川というところにおきまして、近畿では猪名川、大和川があるわけですが、猪名川において総合治水対策協議会で、そこに書いているような形のものが検討できるという枠組みになっているということです。

ただ、土地利用誘導とか避難誘導まで含めたものの形になっているかということ、避難誘導は、例えばハザードマップの方で考えているとかという形になるかもしれませんが、こういった協議会の枠組みの中で、土地利用誘導も含めてというのはないのではないかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

全国的には今までにそういうものがあるかどうかちょっと詳しくわかりませんが、もう1点おっしゃいました関係省庁とか自治体等の連携ということが前々から言われているのに、どうなっているのかという話についてです。これは今までも本当にいろいろなところで縦割り行政を是正しろというような話を言われています。

今回私どももそうしたいと書いています。書いていますけども、書いてあるだけで、結局何ら連携しないのではないかとされているのではないかと思います。しかし、1点だけ言い訳をしますと、我々の説明資料の3ページ、真ん中の段の一番下に、「また、関係省庁、自治体等と連携が必要となる事項については、事前に周到な調整を図るが、その中で明らかになった問題点や課題等については、広く一般に公開して、地域住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供する。」ということを書かせて頂いているのです。

これから連携についてやるのですけども、実際にはいろいろ問題が出てくるのです。なかなか連携できないのです。何故連携できないのか、一体だれがどういう理由で連携を阻むのか、そういうことについても広く一般に公開すると言っているわけです。これから河川整備計画ができた後もチェック機関として何らかの格好の流域委員会的なものができると思いますけども、そういう場において一体我々はどれだけ連携について努力をして、何が問題なのかということ公開するという中で連携を図っていきたいと思っております。

## 尾藤委員

今まさにおっしゃいました点を、はっきりさせて欲しいと思います。こういう提言がなされたことをきっかけに、連携における問題点が明るみに出て欲しいと思います。もう20数年前から言われているこのかけ声がどうしてもできなかったのかという問題点が1つ1つ明らかになるきっかけにもなるだろうということなので、これは是非チェック機関をつかって、長く時間はかかるかもしれないけれどもやるべきであるということです。

## 今本部長

他に何かご意見ありませんか。

今日は理念についての問題を主として議論させて頂いたわけです。次回から具体的に検討していく場合には、本日の配付資料は非常に使いにくいのです。これは庶務とも相談したいと思いますが、もう少し進め方を考えていきたいと思っています。その時に、こういうふうにしたらどうでしょうかというご意見がありましたら、是非お寄せ下さい。どうもこのままでは議論があちらへ飛びこちらへ飛びとなってしまいます。

資料が何種類かに分かれているわけです。説明資料(第1稿)がまずあります。それから論点ごとに集めてくれた資料があり、各意見を集約した資料があります。本当にあちこちの資料を参照しなければならず、非常にわかりにくいものですから、これは何とかまとめて、もう少しわかりやすいものに整理してみたいと考えています。

それからもう1つ、これはどこの部会にも関係することなのですが、ダムの問題があります。例えば、治水部会としては、治水から見てそれぞれのダムの必要性を検討するのがよいのか。それとも、ダムという問題は治水だけではなく、利水、環境に関係するから、全体の委員会で審議した方がよいのか。この辺のところを検討させて下さい。そのために、今日はあえてダムの問題には触れないでおきましたが、これは決して避けているわけではありません。是非適当な機会に検討したいと思います。

まだ少し時間的余裕がありますが、一般傍聴席の方で何か治水部会についてのご意見ありませんでしょうか。

## 河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

少し時間があるということなので、議論のための議論のようになってしまうかもしれませんが、河川管理者の中できちんと話したというわけではないのですが、委員の皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。

先ほど江頭委員も言われた、治水に影響がある場合にどうするのかというような話の時に、やはり我々サイドは、全体として環境修復自体を目的とすると言いつつ環境をこうやっていくことについて、非常に大きく治水、利水に対して影響があるということにはあまりないだろうと思っている中でこの第1稿ができていくらいがあるのです。

そういった意味で、典型的なものとして、琵琶湖の水位操作の話があります。環境面から考えれば、びわ湖の夏季の水位を上げればよいという話が出ている状況ですが、夏季の水位を上げれば、当然治水面は今より安全度が低下します。これは今すぐにはできる話ではないだ



ろうと我々は考えているところではあるのです。その辺について、議論のための議論のような気もいたしますが、何かあれば教えて頂きたいと思ひまして、発言させて頂きました。

今本部長

済みません。具体的にもう一度ご説明頂けますか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

環境面を考えれば、今の洗堰の操作規則で夏季が - 0.2mとか - 0.3mになっている水位を上げればよいのではないかと話されています。しかし、水位を上げるということは、琵琶湖周辺の治水に影響があるというのは自明の話です。ですから我々は瀬田川なり宇治川の1,500m<sup>3</sup>/sなりというもので琵琶湖の後期放流の能力が向上しないと、夏季の水位を上げることはできないのではないかと考えています。環境のためであっても、今の治水安全度を下げることとまでは視野に入っていないというのが正直なところです。

今本部長

なるほど。この問題は、今ここでは答えられませんよね。

川那部委員

現在の「河川管理者」がそう思われるのはわかります。しかし、理解はしません。

問題は、先ほど申しましたように、非常に長い人間が生きる自然環境として、本当に回復不可能であるかどうかというところの判断をかなり予防的な立場から考えた時にどうかということだと思います。ごく一般的に言って申し訳ありませんけど、例えば水位が一気に増える時は、ありとあらゆる生物は急に増えることになっていきますから何でもないので。しかし、一気に水位が下がるというのは歴史上持っておりませんから、それに対する対処の仕方を生物は持っていません。ですから、そういう言い方からいえば、水位が上がるところはどんどん上がってくれてもよいけども、下がる場所はゆっくり下がってくれないと実は困るのです。

それは事実なのですが、しかしそういうような問題はありとあらゆる季節について同様であるとは思えないところがあって、ある季節のこういったようなところには、下げ方は相当な勢いでゆっくり考えてもらわなければ大変問題なのではないかという季節も、いや、この季節なら幾らかはしょうがないではないかと思えるような下げ方もいろいろあると思います。ですから、それは治水だけの問題ではなくて利水とも関連する話ですけども、どう動かすかだけではなくて、全体をどこへ落とすか、上げるかというような問題とも関連して行くわけですから、治水、利水的にはすごく関連して行くことですから、その辺のところはやはり少しゆっくり考えないといけないと思います。

私は、やはり長い目で見て、人間が生きていくために絶対にこれは困る、自然環境に関しては治水に影響がちょっとくらいはあっても、それはお考えにならないといけない。河川法で環境が目的として入ったわけですから、環境に配慮して治水と利水をしようという状況で

はないというのが河川法の変化ですから、そこはその変化のあり方をきっちりと理解もしていらっしやるに決まっていると思います。一般論として、そのことだけは申し上げておきたいと思います。あとは、やはり本当に具体的に考えないといけないところです。

#### 西野委員

琵琶湖の水位管理につきましては、確かに生態系に影響が出ていて、当然試験運用も含めてやらないといけないと思っております。ただ、その問題につきましては、1992年に操作規則が変更する以前にはそれほど致命的な影響はなかったわけです。そうしますと、試験運用も含めてある程度やれば、妥協できるようなポイントというのはわかるのではないのかと考えております。

#### 榎屋委員

私も西野委員と一緒に水位管理についていろいろと検討をやってきた責任もあって一言言いますが、いろいろ見ていると、この何年かで非常に水が少なくなっているのは事実です。ですから、現在の水位管理を見て非常に硬直的というか、決まったことしかやらないというようにしか見えないのです。ですから、もうちょっと余裕を持って、例えば湯水になりそうとか、水が少なそうとか、そういう時には難しいかも知れませんが、何か余裕を持って弾力的な運用というのはできないのでしょうか。そういうのも含めて、試験的運用というのを私はここに書かせてもらったのです。

やはりこの理念のところには、治水と利水の新しい理念を考慮して水位操作規則の見直しをやって下さいと書いています。治水、利水も大事ですよということはもちろん書いてあるのです。そういう点を私はお願いしたいと思います。

何か私は方法があると思いますよね、シーズンとかそういうのに応じて。何かその辺を試験運用的なことをお願いしたいと思います。

#### 河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

水位管理については水位ワーキングも頻繁に参加させて頂いて、こういう問題があるということについては十分認識をしております。逆に、私どもが実際に水位を変更した時にどういう心配があるかということについても、ある程度ご理解を頂いているのではないかと思います。

検討というスタンスがありますけども、水位管理の検討には時間はかかるかもしれませんが、抱えております問題意識を十分持ち、これを解決するのだという気持ちで是非取り組みたいと思っております。その時に、従来、治水について恩恵を受けている方々に、いや、こういうことがあるから、やはり少し譲るところがあるのではないかと説明しないといけないかもしれません。その役割は我々ですけれども、またそういう時には皆さまの知恵も頂きたいと思っておりますし、是非まじめに考えていきたいと思っております。

#### 梶屋委員

先ほど宮本所長からこの河川整備計画で、広く一般に公開し、地域住民にその施策の判断材料を提供するという話がありました。そういうことで、例えばそういうネックがあったらどこにネックがあるかということを確認して頂きたいと思います。

私は、こういうのは何年も前から言われているけど、何故こうなっているかというのは、やはりある意味では国民とか市民にも責任の一部があるのではなからうかという気はするのです。そういうのをなすがままにさせてきたという国民の知識のレベルなのか意識のレベルなのかわかりませんが、その辺はこれから、大分意識も変わってレベルアップしてきたことですし、やはり皆が声を上げていかないとよくなれないという気がします。ですから、その辺もいろいろ連携できるところは十分連携していくべきだと思いますのでよろしくお願い致します。

#### 尾藤委員

そういうことも含めまして、今度の提言の中には、本当は旧建設省をはじめ、国土交通省の皆さま方がやろうとしているのだけでも、実はできなかったのだということが、こういう提言をきっかけにできるというか、踏み込めることが結構あるのではないかという気がしているのです。

大変常識的なことを言って申し訳ありませんが、例えば河川の水が一番使われているのは農業用水です。しかし、水田というのは減反政策で非常に減っているわけです。しかし、農業用水の水利権に手をつけられて、それがどうなっているのかという問題とか、工業用水にしても、多分今まで工業用水がどのようになってきて、恐らく公害問題が出てから企業も随分節約をして水も減ってきていると思いますけど、しかし、例えば水道料金の体系1つ取り上げても、どんどん使う方が安くなっていくという体系になっているはずなのです。ですから、そういうところら辺も含めまして、恐らく初めて農業用水であるとか工業用水に対して手をつけられるというのですか、そういう面もあるのではないかなと思います。

東京の方で濁水ということが起きた場合に、最近見ていた本にちょっと出ていましたけれども、とうとうと農業用水の水はあるわけですね。工業用水もあって、それで生活用水だけが断水になっているということです。そこら辺のところをどこかできちっと説明できるところがやはりなかったのです。しかし今回見るとやはりそういうことが具体の河川整備計画の中にちょこちょこ出ていますので、そういうことのきっかけも随分あると思いますので、ですから是非これをきっかけにやってもらいたいなと思っています。

#### 今本部長

予定の時間を少し過ぎましたので、今日はこのくらいにしたいと思います。次回からは治水に関する事項をもう少し整理しまして、どの部分から議論していくかをあらかじめ決めておきたいと思います。

私どもはその時に気がついたことを質問していますが、これはする側はよいのですが、される側は非常に準備も要るでしょうし、また私たちが準備した結果で回答を頂きたいと思

いますので、そういう意味で、質問なり、或いは議論したいことをあらかじめ伝えておきたいと思います。順次、河川管理者側に伝えて頂きまして、できるだけの準備をしてやっていきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

では、庶務にお返しします。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

お願いをひとつさせて頂きます。委員の方、もともと机に乗っておりました資料番号のついてない資料、これはそのまま机の上に乗せておいて下さい。あと、お配りしました右肩に資料番号がついている資料につきましては、次の会議の会場にそのまま一式お持ち頂きますようお願いいたします。この会場はまた次の会議で使いますので、机の上には物を残さないというか、資料を置いていかれないようよろしくお願いいたします。

また、一般の方々、議論の中で少し出てきました具体的な整備内容シートに関する資料についてですが、これは委員の方の机上資料として現在使っておりましたので、一般の方々には審議資料としてはお配りしておりません。こちら、受付で閲覧できるようになっておりますので、興味のある方はそちらでご覧下さい。

それでは終わらせて頂きます。これにて、淀川水系流域委員会第2回治水部会を閉会させて頂きます。どうもありがとうございました。

池淵委員

次回、次々回の日程はどうなっていますか。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

今回は4月10日の9時半から12時半の開催となっております。

この後、15時半より環境・利用部会が開催されます。前半の3分の2は、3つの検討班に分かれての開催となりますので、会場につきましてはお手元の水色のプログラムを参照下さい。次の会議の準備がありますので、この会議場を速やかに出て頂きますよう、よろしくお願い致します。

以上

### 議事録承認について

第13回運営会議（2002/7/16開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 2週間）。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。